



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士制度構築と新政権

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

はじめに

民主党が与党となり鳩山内閣が誕生した。麻生内閣の諸施策が次々と変革され、民主党マニフェストの実現に向けた取り組みが進められている。

行政府は鳩山内閣のルールに、立法を求める種々の団体や国民は民主党のルールに、それぞれ合わせるべく政策変換を迫られている。そこで行政書士法改正(以下「法改正」という。)に対応する政府、行政、政党、議員の変革を分析する。

意思決定の一元化と官僚外し

自民党政権下の法改正は、所管省庁等と協議し、官僚が改正案を取りまとめ、省庁間協議、与党、関係者の調整を行い国会に提出される、いわゆる二元手続きであった。

ところが民主党政権では、政府と与党の一元化を図るため、議員と官僚間の相互の口利きと根回し等を禁じた。

各省には副大臣、政務官、与党議員の意見交換の場として「政策会議」が置かれた。その意見を踏まえて、大臣、副大臣、政務官で構成される「三役会議」が政策を決定し、大臣が閣議に提出するという官僚を外した一元的政策決定システムとなった。

国民の要望と地方組織の受け皿

国民と立法府の接点は、政府与党の民主党本部であり地方組織である。その地方組織は鳩山内閣の意思決定システムの変更と戦略室設置にあわせて、国の政策に関与するパイプ機関としての地方戦略局を設ける動きが出てきたと報じられている。

地方組織が地域住民の声を国会に反映させる場としていた党本部の政策調査会が廃止されたため、地方組織は民主党本部のどの部署に要望をすべきか、受け皿が判然とせず戸惑いが出ていることをこの報道が示している。

その後、党本部の受け皿が国対委員会とされたが、地方組織は国対委員会へ要望し、地方行政の首長は各省大臣へ陳情し、国会議員は各省ごとの政策会議をはしごして選挙民からの要望を伝えなければならず、地方と政府、与党と国会議員の関係が多面的であるとの不満の声も漏れている。特に連立与党の社民党と国民新党の議員は、政策実現の協議の場がないとして政策会議をボイコットすることを決めたと報じられている。各人、各団体各様の要望窓口探しが始まっており、行政書士会も例外ではない。

国会議員の政策立案の受け皿

あるテレビ局は農水省の政策会議に80数人の国会議員が押し寄せた政策会議の映像を流した。民主党本部が議

員立法の原則禁止や、政策調査会と部門会議を廃止したため、政府の役職に就けず、政策協議・立案の受け皿を失った与党議員が、政策会議で発言しなければ選挙基盤である支持者の要望を国政に反映させることができなくなるとの、危機意識による行動だと解説する者もいた。この事態からも明らかなように、行政書士と国会議員、地方議員、日行連と政府与党や各省庁との協議の場をどうするのか、現時点では確たる法改正システム構築の方法が見つかり難いことをこの例が示している。

各省大臣の政策の受け皿

法改正や政策決定は政治主導となり、法案等は「閣法」として国会提出することとされた。しかし実態としては各省にまたがる課題を調整する必要から、政策ごとに「基本政策閣僚会議」が設けられ、各省大臣間で調整された結果を閣議において協議・決定し、法案等は閣法として国会提出されることとなる模様である。法改正がこの例に漏れないとすれば、日行連も従来の業界や士業間の利害調整の見直し、仕切直しが行われることを予測した対応策が必要となっている。

政府与党の政策実現の受け皿

各党党首が閣僚として内閣の構成員となった結果、「閣議」において党首が自らの政党の主張にこだわれば、閣内不一致となりかねない。それを避けるために、与党間調整機関として各党党首による「政府与党首脳会議」が置かれ、省庁間の個別問題調整機関として「基本政策閣僚委員会」も置かれた。その一方で、民主党の政策反映の場が必要として「政府・民主党首脳会議」が設けられた。法改正は政府与党間の複数の「意思決定・調整機関」への説明が従来に増して必要となった。

行政書士法改正のすすめかた

司法の一翼を担うための法改正項目が日行連理事会で決定されている。日行連がこれまで培ってきた「法改正システム」も新たな政権にあわせた変革を余儀なくされている。事業仕分けや行政刷新会議等による予算の再編成や行政施策の見直し結果を見極め、政府の諸施策の取捨選択に合わせた法改正等諸政策の体制整備が日行連にも必要となった。

地方においても、政府与党は必ずしも地方議会で与党を占めているわけではない。旧政権与党であった連立会派が与党の場合もある。地域密着型の行政書士会としては、地域住民の要望は地方議会へ、法改正は国会に要望しなければならない。今後は旧来にも増して日行連と政治連盟の政策目的の共通化と統一行動が求められている。